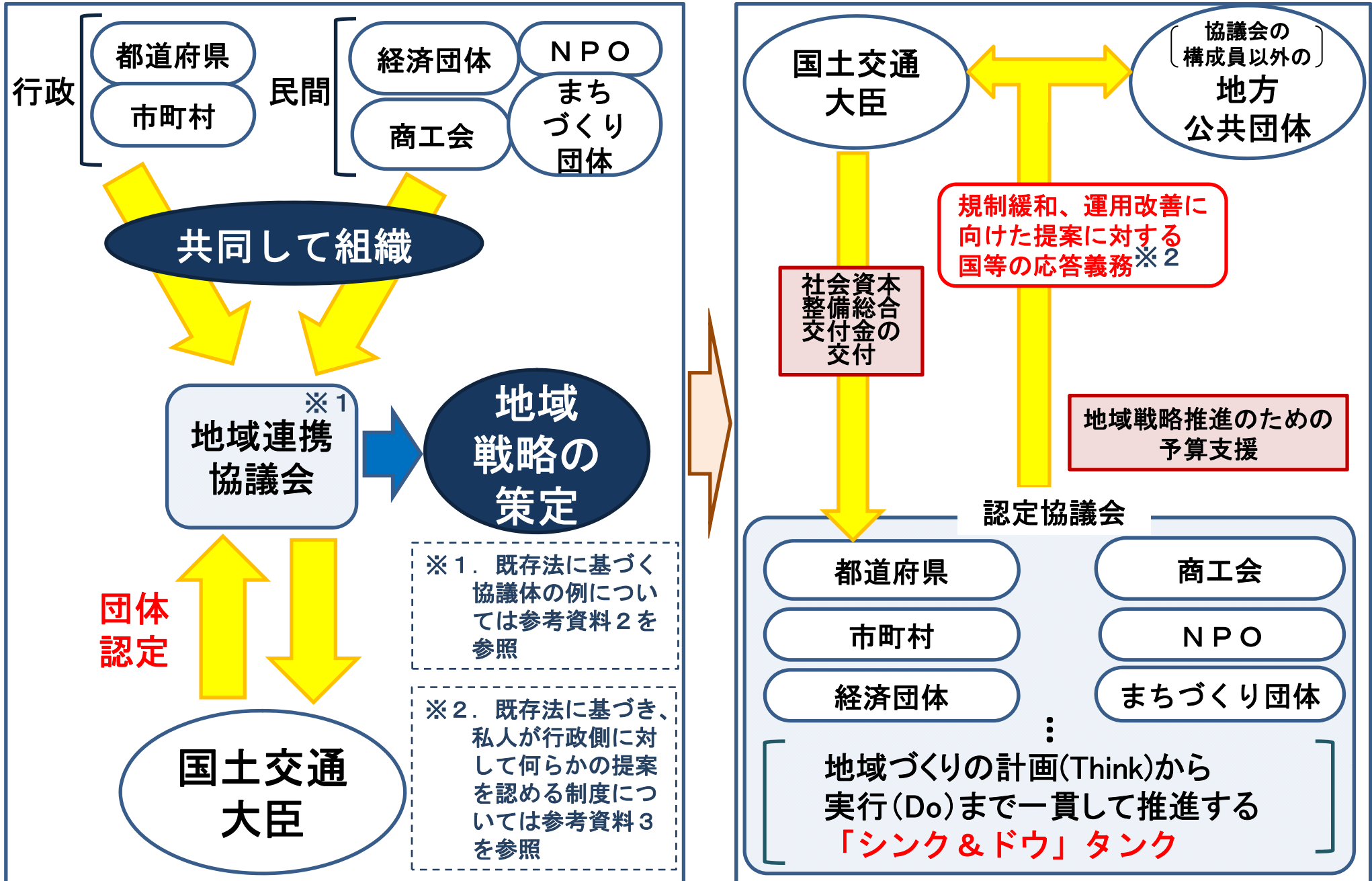


参考資料1. 「官民連携組織」に対する支援スキームの例



参考資料2. 既存法に基づく協議体の権能(比較表)

	一部事務組合 (地方自治法)	広域連合 (地方自治法)	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)	中心市街地活性化協議会 (中心市街地の活性化に関する法律)
団体の性格	特別地方公共団体	特別地方公共団体	法人	法人格なき任意団体(協議会)
構成団体	普通地方公共団体及び特別区 (法第284条第2項)	普通地方公共団体及び特別区 (法第284条第3項)	組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者 (法第8条第1項)	中心市街地整備推進機構、まちづくりの推進を図る事業活動が目的の会社、商工会議所、社団法人等 (法第15条第1項)
設置の目的	構成団体の事務の一部の共同処理 (法第284条第2項)	構成団体の事務で広域処理が適当と認めるものに関する広域計画の作成、広域計画の実施のために必要な構成団体の事務の管理及び執行に係る連絡調整及び構成団体の事務の一部の広域処理 (法第284条第3項)	中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者による相互扶助の精神に基づく協同事業の実施 (法第1条)	市町村が作成しようとする基本計画及びその実施に関し必要な事項や、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議 (法第15条第1項)
国等からの事務権限の移譲	—	国又は都道府県は、広域連合に対しその事務処理の移譲を行うことができる(法第291条の2第1項、第2項)	—	—
設置の手続	関係地方公共団体が、それぞれの議会の議決を経て規約を定め、都道府県知事の許可(都道府県の加入するものは総務大臣の許可)を得て設置 (法第284条第2項、法第290条第1項)	関係地方公共団体が、それぞれの議会の議決を経て規約を定め、都道府県知事の許可(都道府県の加入するものは総務大臣の許可)を得て設置 (法第284条第3項、第4項、法第291条の11)	組合員になろうとする四人以上の者が定款を作成し、創立総会を開き、その終了後必要な事項を記載した書面を関係行政庁に提出して、設立の認可を得て設置 (法第24条第1項、法第27条第1項、法第27条の2第1項)	中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で組織 (法第15条第1項)
事務内容	一部事務組合に担わせるべき事務内容を調整した後、規約にて一部事務組合の共同処理する事務を規定 (法第287条第1項)	広域連合に担わせるべき事務内容を調整した後、規約にて広域連合の処理する事務を規定 (法第291条の4)	定款にて事業協同組合の行う事業を規定 (法第33条第1項)	市町村が作成しようとする基本計画等の内容に係る協議 (法第9条第4項、法第15条第1項、法第40条第1項)
運営主体	管理者又は(理事を以て構成される)理事会 (法第287条第2項、法第287条の2第2項、第3項)	広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関 (法第291条の4第1項)	(理事を以て構成される)理事会 (法第36条の5第3項)	—
団体からの構成員の離脱	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない (法第286条第1項)	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない (法第291条の3第1項)	事前に予告し、事業年度末において脱退することができる自由脱退の他、組合員資格の喪失や組合に対する義務の懈怠等による法定脱退を規定 (法第18条、法第19条)	—
解散	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない (法第288条)	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない (法第291条の10第1項)	総会の決議等により解散したときは、その旨を関係行政庁に届け出なければならない (法第62条第1項、第2項)	—

都市計画法の例

都市計画区域又は準都市計画区域内における一定の土地所有者等（単独又は共同）

都市計画の決定又は変更について提案

（法第21条の2第1項）

都道府県又は市町村は、決定又は変更の

- ・ 必要がある場合、案を作成
- ・ 必要がない場合、理由を提案者へ通知しなければならない

（法第21条の3、法第21条の5第1項）

観光圏整備法の例

観光圏整備実施計画について国土交通大臣の認定を受けた者

政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善について提案

（法第18条第1項）

観光庁長官は、検討結果を

- ・ 認定事業者へ通知
- ・ インターネット等により公表しなければならない

（法第18条第2項）

構造改革特別区域法の例

民間事業者、NPO、個人、業界団体など誰でも（地方公共団体も可能）

構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置について提案

（法第3条第3項）

（政府に応答義務はない）